

リスク分担表

分類	種類	内容	市	指 定 管理者
社会情勢の変動	物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○（※1）
	金利変動	管理運営に必要な資金の調達		○
		金利変動等に伴う資金調達コストの増加		○
	法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更、税制変更によるもの	協議	
管理運営	施設・設備・備品等の修繕	施設の軽微な修繕（概ね1か所の修繕費用が10万円未満）		○
		計画的に実施する大規模な修繕（1件10万円以上の修繕）	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品の修復費用		○
		利用者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品の修復費用	利用者	
		風水害等、上記以外の要因による施設損壊に対する修復費用	○	
		その他の修繕等	協議	
		経年劣化等に起因する備品の更新（買替え）	○	
		指定管理者の管理運営に起因する備品の更新（買替え）		○
	損害賠償又は損失補償	指定管理者が故意又は過失により市に損害を与えた場合		○
		施設管理上の原因による事故及びそれに伴う臨時休場による損害並びに利用者等への損失補てん		○
		市が設置した施設や機器について、構造上の原因など市の責めに帰すべき事由による事故及びそれに伴う臨時休場によって発生した指定管理者及び利用者等への損害賠償又は損失補償	○	
		指定管理者が整備した施設や設置した機器について、構造上の原因など指定管理者の責めに帰すべき事由による事故及びそれに伴う臨時休館があった場合の関係者及び利用者等への損害賠償又は損失補償		○
		指定管理者の責めに帰すべき事由による情報漏洩に伴う損害賠償		○
	犯罪の発生	指定管理者の責めに帰すべき事由による犯罪発生による損害		○
	情報の漏洩	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩による損害		○
	資金調達等	運営上必要な資金の確保		○
	需要変動	基本協定当初の需要見込と実績結果との差異による指定管理者の損失		○
	運営費の上昇	市の責めに帰すべき事由による運営費の増	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による運営費の増		○
	不可効力	不可抗力（市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う、業務の変更、中止、延期等による指定管理者の損害	協議	
事業の継続	事業の中止	市の責めに帰すべき事由による指定期間中の指定管理の解除による損失	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による指定取消し等により生じた損失		○
	引継ぎ	指定管理業務開始時及び終了時における引継ぎに要する経費		○
管理権限	実施可能な行政処分権限	施設の使用許可・不許可		○
		利用料金の徴収（滞納整理含む）		○
		財産の目的外使用許可	○	
		処分に対する不服申し立て決定	○	

※1 急激な物価変動を原因として経費が増額し、条例に定める利用料金が実態に合わなくなった場合など、必要がある場合には、市と指定管理者が協議を行うこととします。